

横浜市市活指令第110号
平成26年9月18日

特定非営利活動法人設立認証通知書

横浜市栄区鍛冶ケ谷一丁目1番10号
金江 宏 様

横浜市長 林 文子



平成26年6月11日に申請のありました特定非営利活動法人の設立については、特定非営利活動促進法第12条第1項の規定により認証しましたので、同条第3項の規定により、通知します。

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人日本サーチウォーク協会
代表者の氏名	金江 宏
主たる事務所の所在地	横浜市栄区鍛冶ケ谷一丁目1番10号
その他の事務所の所在地	—
定款に記載された目的	この法人は、一般市民・地域団体・企業を対象に、電柱番号を利用した新しいレクリエーション競技であるサーチウォークに関する事業を行い、心身の健康と、絆づくりによる地域の発展に寄与することを目的とする。
定款に記載された特定非営利活動の種類	1 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 2 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 3 子どもの健全育成を図る活動 4 観光の振興を図る活動
定款に記載された事業の種類	特定非営利活動に係る事業の種類 1 サーチウォーク大会事業 2 サーチウォークを利用した地域、観光地めぐり事業 3 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(注意) 特定非営利活動法人は、この通知の日から2週間以内に法人設立の登記をすることによって成立します。
また、この通知の日から6か月を経過した場合、この通知を用いて法人設立の登記をすることはできません。